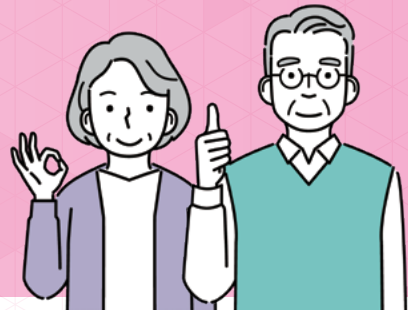


# 前期高齢者医療制度の仕組みについて



健康保険組合は、国へ高齢者の医療費のための納付金（拠出金）を納めることを義務付けられています。この納付金は、健康保険組合の財政に大きな負担となっており、高齢化などの影響で今後もますます増加することは確実です。

当健康保険組合の状況を見ると、保険料収入に占める割合は、保険給付費は約56%、納付金は約41%です。被保険者の方と事業主が納めている年間の平均保険料約40.3万円のうち、実に16.7万円もの額が納付金として使われていることとなります（令和4年度決算より）。

拠出金のうち、65～74歳の高齢者のために拠出する「前期高齢者納付金」は、当健康保険組合に加入している65～74歳の方々の年間医療費に基づき計算されます。

## 健康保険組合の前期高齢者納付金の計算式



各健康保険組合に加入している  
65～74歳の方の医療費合計

×

全国平均の前期高齢者加入率\* (%)  
各健康保険組合の前期高齢者加入率\* (%)

\* 加入率とは…加入者（被保険者と被扶養者の合計）のうち、65～74歳の加入者の割合。

### 〈当健康保険組合の場合〉

※前期高齢者加入率→全国平均約14.8%、当健康保険組合約2.7%（令和5年度加入者調整率の積算から）

計算式

当健康保険組合に  
加入されている  
65～74歳の方の  
医療費合計

×

**14.8%**  
(全国平均の前期高齢者加入率)  
**2.7%**  
(当健康保険組合の前期高齢者加入率)

×

諸率等

=

納付金額

約**44億円**

×

**6倍**

=

**271億円**

(令和5年予算ベース)



日本全体の65～74歳の前期高齢者の医療費を賄うために、当健康保険組合は、加入者の方の医療費の他に、**6倍の支出（拠出）**をしていることとなります。



当健康保険組合の65歳以上の加入者の皆さんが健康であればあるほど、納付金は減少することとなります。